

# 平成26年度 第5回庁議要旨

日時：平成26年6月2日（月）

午前9時30分～

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 第2期石巻市中心市街地活性化基本計画について（復興政策部）

平成22年3月に「石巻市中心市街地活性化基本計画」を策定（内閣総理大臣の認定）しているが、東日本大震災の影響により、基本計画で定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、基本計画の見直しを行うもの。

#### (1) 主な内容

##### 【計画期間】

- ・現基本計画：「H22.3～H27.3」を「H22.3～H26.10」に変更（短縮）
- ・第2期基本計画：「H26.10～H32.3」の5年6か月

##### 【目指す「まち」の姿】

“彩り豊かな食”と“歴史が薫る”川辺のまち（市民との協働による中心市街地の復興）

##### 【コンセプト】

多様な都市機能を集積し、少子高齢化社会に対応した、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

##### 【基本方針】

- ア 心が通い、安心して暮らせるまちづくり
- イ 水辺に親しみ、食と萬画で賑わうまちづくり
- ウ 歩いて発見、楽しく回遊できるまちづくり

##### 【目標指標】

- ア 定住人口（現状値 2,777 人⇒目標値 3,812 人）
- イ 施設（石ノ森萬画館及び生鮮マーケット）の利用者数  
（現状値 241,208 人⇒目標値 1,241,200 人）
- ウ 歩行者・自転車通行量（現状値 15,002 人⇒目標値 17,540 人）

### 2 （仮称）石巻市総合交通戦略の策定について（復興政策部）

石巻市総合交通計画（計画期間平成28年度まで）は、復興事業に伴う住居形態や人口推移の変化、JR仙石線・石巻線の全線復旧、石巻駅周辺の整備等、公共交通を取り巻く環境は大幅な変化が見込まれ、計画の見直しが必要となっている。震災後の公共交通を取り巻く環境変化を踏まえ、新たに（仮称）石巻市総合交通戦略を策定し、地域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るとともに、復旧・復興の加速化に資するもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 総合交通戦略に掲げる事項

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| (ア)都市における現状及び課題  | (イ)都市が目指す将来像            |
| (ウ)総合交通戦略の区域     | (エ)総合交通戦略の目標            |
| (オ)目標達成に必要な施策・事業 | (カ)関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム |
| (キ)推進体制          | (ク)その他必要な事項             |

#### イ 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間を予定。

\*現総合交通計画の終了期間（平成28年度まで）を1年前倒しし、新たな総合交通戦略と位置付ける。

#### ウ 策定体制等

##### (ア)策定期間等

a 策定期間は、平成27年度までの2か年とする。

b 庁内検討組織を新たに設置するとともに、庁外組織（石巻市地域公共交通会議）において交通事業者等のニーズや意見を反映する。

##### (イ)庁内検討委員会の設置（要綱制定）

a 目的；庁内の共通認識の形成を図りつつ、交通戦略の内容を検討するため、石巻市総合交通戦略庁内検討委員会を設置する。

b 構成；関係課長

##### (ウ)協議会組織の設置（要綱制定）

a 目的；公共交通に関する市民各層、交通事業者及び関係団体のニーズ、意見等を反映するとともに、内容の検討・承認、交通戦略の進捗管理を行うため、都市・地域交通戦略要綱に基づき協議会を設置する必要がある。協議会は、既存の石巻市地域公共交通会議の委員に学識経験者等を加えた構成とする。

b 構成；学識経験者（今回追加）、交通関連事業者、道路管理者、交通管理者、市民その他。

c 改正内容；委員構成のほか、設置目的、協議事項を改正。併せて、会長専決に関する規定を追加するとともに、幹事会に関する規定を改正。

### 3 集会所建設費補助金の見直しについて（復興政策部）

住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、町内会その他市長が認める者が行う地域住民のための集会所の建設事業に対し補助金を交付してきたが、建設費の高騰に対応する必要がある。また、新たに防災集団移転事業や被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、集会所を整備する場合は、初期備品の調達が困難と見込まれているため、集会所施設費補助金交付要綱の一部を改正し、建設費の高騰や初期備品の調達など、円滑な施設整備をめざすもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 集会所建設費補助金交付要綱の一部改正

(ア)防災集団移転団地等において、新たに集会所を整備する場合、東日本大震災による被災を受け建築する場合（り災程度全壊又は大規模半壊）と、同様の補助額（延床面積を165平方メートルまで全額補助）とする。また、あわせて初期備品の調達が困難と見込まれることから、50万円を上限に初期備品費を補助する。

(イ)建築単価（改正前の要綱において市長が必要と認める経費）については、現行1平方メートルあたり128,000円であるが、建設単価の動向（平成25年度建築着工統計に基づく木造建築物の建築単価：実勢価格）を踏まえ、157,000円を上限とする。

#### イ 備考（新旧対象）

(ア)東日本大震災関係（要綱第4条第3項）

区分（り災程度）	補助率	限度額（新）	限度額（旧）
建築費用（全壊又は大規模半壊）	10分の10	2,590万円	2,112万円
初期備品費用	10分の10	50万円	（規定なし）

（補助率10分の10:限度額2,590万円を踏まえ、補助率の異なる限度額を明示する。）

(イ) 一般分（要綱第4条第1項）

区分	補助率	限度額（新）	限度額（旧）
建築費用	3分の2	1,720万円	1,400万円
建築費用（市有地を借用する場合）	2分の1	1,290万円	1,050万円
建物購入費用	3分の2	1,720万円	（限度面積規定）

(ウ) 公民館分館の廃止（要綱第4条第2項）

区分	補助率	限度額（新）	限度額（旧）
現有面積を超える部分	2分の1	1,290万円	1,050万円

#### 4 ふるさと納税「がんばる石巻応援寄附」について（復興政策部）

ふるさと納税制度「がんばる石巻応援寄附」は、寄附額に応じた特産品等を謝礼として送付してきたが、東日本大震災の影響による寄附受付の一時休止以降、寄附受付を再開した現在も特産品等の送付を中断している。近年、全国的にふるさと納税制度への注目度が高まり、各自治体では地域資源の発信や財源確保等に効果的であることから、さまざまな取り組みを行っている。本市においては、震災で失われた地場産品の販路回復・拡大による産業振興の観点からも、ふるさと納税制度のより効果的な事業展開が必要となっていることから、寄附者に対する特産品等の送付を再開するとともに、寄附の申込方法及び納入方法の拡充を図るもの。

(1) 主な内容

ア 寄附者への特産品等送付の再開

寄附者への特産品等の送付を再開するとともに、特産品等の選定や寄附額に対する還元率等の拡充を図る。

イ 申込方法及び納付方法の拡充

・申込方法（申込ファームの導入）

郵送やFAX、電子メールによる申込のほか、インターネット上のポータルサイトから申込可能なサービスを導入する。

・納付方法（クレジットカード決済の導入）

口座振込や郵便振替、窓口での現金納付のほか、クレジットカード決済による納付を可能にする。

ウ ダイレクト納付の実現

インターネット上で寄附の申込とクレジット決済をワンストップで同時に行うことができるサービスを導入する。

エ 特産品等取扱業務の委託

ア～ウの実施によって、寄附件数の大幅な増加が見込まれ、特産品等の安定的な供給や魅力的なPRのためには民間のノウハウを活用することが必要であることから、取扱特産品等についての提案や新規開拓、生産者との調整、ホームページ及び紹介サイトの更新管理等について業務委託する。

#### 5 石巻市地域防災計画素案について（総務部）

—継続審議—

## 6 石巻市夜間急患センター運営審議会の設置について（健康部）

石巻市夜間急患センターは、夜間の突発的な事故や急病患者の診療を目的として建設され、夜間における市民の急病に対する不安の解消を図ってきたが、東日本大震災により甚大な被害を受け、平成23年12月から仮設の建物で診療を行っている。新しい石巻市夜間急患センターの再建は、平成26年3月に「石巻市夜間急患センター再建基本計画」を策定し、平成28年7月開設（目標）に向けて作業を進めているが、石巻市夜間急患センターの健全な運営に係る重要な事項について、市長の諮問に応じ審議するため石巻市夜間急患センター運営審議会を設置するもの。

### (1) 主な内容

#### 【所掌事務】

市長の諮問に応じ、石巻市夜間急患センターの健全な運営に係る重要な事項について審議する。

#### 【組織】

識見を有する者及び市長が適当と認めた者（委員：15人以内）

## 7（仮称）石巻市不動町地区産業用地分譲（賃借）に係る公募の実施について（産業部）

震災復興基本計画の基本理念として掲げる「災害に強いまちづくり」を目指し、復興まちづくりにおいて、津波や高潮から人命や財産を守るための河川堤防や海岸防潮堤、高盛土道路を整備し、市民が安心した生活を送ることができるよう各種事業が進められているが、当該整備に伴い、多くの事業者が移転を余儀なくされており、移転先の確保が喫緊の課題となっている。移転が必要となる事業所の移転先確保と事業所の市外流出、ひいては雇用の場の確保による人口流出に歯止めをかけ、早期復興と災害に強いまちづくりに資するため、市民会館・市民プール跡地（約2.5ha）を産業用地（分譲予定面積約2.2ha）として整備するものであり、当該産業用地は、河川堤防等の整備に伴い移転を余儀なくされている事業所、とりわけ小規模事業者や職住一体を希望する事業所の移転先として整備するもので、移転を希望する事業者を公募にすることにより、公平性を確保するもの。

### (1) 主な内容

#### ア 募集条件

- ・用途制限：事業所並びに事務所との併用住居。
- ・分譲（賃借）面積：現在の事業所面積と同規模程度。
- ・取得方法：分譲または定期借地。
- ・事業所の配置：譲受（賃借）予定者の業種や規模、近隣住宅への影響等を考慮し配置。
- ・募集業種：日本標準産業分類に掲げる建設業、製造業、運輸業等で、周辺の環境に影響を及ぼさないもの（住居のみ及び事務所を伴わない自家用倉庫、駐車場、資材置場等を除く）。

#### イ 申込者の資格

- ・自ら募集業種に適合する事業の用に供する施設を経営しようとするもの。
- ・契約締結日から3年以内に施設等の建設に着手、5年以内に完成し、かつ施設等の建設終了後（賃借の場合は契約期間満了までの間）、継続して施設等において事業を営むことのできるもの。
- ・資金計画が適切であり、分譲代金及び保証金または賃料を確実に支払うことができるもの。

- ・市税及び国民健康保険税の未納がないもの。
- ・納税及び雇用の面で本市に貢献できるもの。
- ・周辺への公害防止対策を十分に講じることができるもの。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員に該当しないもの。

ウ 譲受（賃借）予定者の決定

- ・優先順位により決定。分譲予定面積を超えた場合は、面積調整または抽選を実施。
- 第一順位 河川堤防、高盛土道路等公共工事に伴って移転を余儀なくされている事業者。
- 第二順位 東日本大震災の浸水地区にあり、現有地での事業再開が困難な事業者。
- 第三順位 東日本大震災の浸水地区にあり、将来的な津波リスク軽減のため移転を希望する事業者。
- 第四順位 上記に掲げるもののほか、本市の復興に資すると市長が特に認める事業者

(2) 公募期間

平成26年7月1日（火）～31日（木）（1カ月間）

8 石巻市商店街まちづくり補助事業について（産業部）

商店街は、商品やサービスの提供の場だけでなく、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を担っており、地域の住民が安心・安全に生活できる環境の維持に大きく貢献している。しかし、近年は、郊外型商業施設の増加や少子化、高齢化等の社会構造の変化、施設の老朽化と商店街を取り巻く環境は大きく変わり、地域住民の安心・安全という基礎的な役割を担うことが困難になりつつあるため、安心・安全に配慮した施設設備等の整備を行うことにより、身近で快適な商店街づくりを目指す必要がある。

商店街が地域の住民の安心・安全な環境に配慮し、国の「商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）」制度を活用した施設設備等の整備をする場合に、商店街自己負担分の一部を補助金として交付することで、商店街の負担軽減を図り、環境整備への取組みを支援するもの。

(1) 主な内容

【補助事業の概要】

商店街等が地域の行政機関等からの要請に基づいて中小企業庁へ申請する商店街まちづくり事業は、総事業費から消費税額分を差し引いた額が補助基準額となっており、補助率は補助基準額の2/3となるため、1/3が自己負担となる。

今回制定する石巻市商店街まちづくり事業補助金交付要綱は、自己負担分の1/2を補助する。

【補助対象予定事業】

立町大通り商店街アーケード撤去及び街路灯設置

立町大通り商店街アーケードは設置から40年が経過しており、老朽化、震災の影響による破損が激しく、歩行者の安全性が保てないことから早急な撤去作業が必要な状態となっているため、立町大通り商店街振興組合では、中小企業庁の商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）を活用し、アーケードの撤去及び夜間の歩行者の安全確保に必要な街路灯整備の実施を予定している。

事業期間：平成26年8月から平成27年3月（川開き祭り終了後の事業開始予定）

## 9 観光交流施設の整備構想について（産業部、復興事業部、建設部）

震災の影響により、産業への被害は未だ深刻な状況にあり、基幹産業である水産業の復興はもちろんのこと、本市の「顔」である中心市街地を中心とした商業や観光業の振興が急務となっている。基幹産業である水産業と深く結びついた観光交流施設を整備し、中心市街地の活性化による地域商店のにぎわい創出や、地産地消の推進、地場製品の販路回復・拡大、石ノ森萬画館と連携した観光客の集客増加を図るもの。

### (1) 主な内容

【基本コンセプト】“石巻の豊かな食材、生産者、消費者をつなぐ施設”

- ・単なるマーケットだけでなく、地産地消・ブランド化等による水産業を振興する施設
- ・中心市街地の復興や観光、市街地整備を牽引し、地域商店の再開支援を推進する施設
- ・買い物やグルメの場として、市民同士、市民と観光客の交流を促進する施設

【整備手法】第二種市街地再開発事業

【事業区域面積】約 1.9ha

【概要】[商業・交流施設]地上 3 階建、駐車場（約 70 台）、商業施設、公益施設等

[立体駐車場]約 200 台

[空地整備]北側広場、南側広場、再開発前面空間（プロムナード）

※現在、検討・精査中のものであり、今後変更することがある。

## 10 地方共同法人 日本下水道事業団との「石巻市公共下水道（雨水排水ポンプ場等）施設の災害復旧及び復興事業に係る建設工事委託に関する基本協定」及び「平成 26 年度協定」の締結について（建設部）

地震により、大規模に地盤沈下が生じ、低平地に市街地を有する本市は、河川や海岸から雨水が排出されない状況となっており、浸水被害発生箇所を中心に仮設排水施設を設置し対応しているところであるが、強降雨の際は浸水被害が生じ、市民生活に支障をきたしている。このため、人材や技術力の不足を補い、早急に対応するため「地方共同法人 日本下水道事業団」と工事に関する協定を締結し、専門知識を有し多種多様な経験活かして、早期に市街地の「浸水被害の防除」を図るもの。

### (1) 主な内容

多発する浸水被害を早期に防除するため、日本下水道事業団と「工事に関する基本協定」を締結するにあたって、「下水道事業団法」に定める受託範囲を選定し、ポンプ場及び幹線管渠の築造を一連の工事完了まで協定しようとするものである。

工事に係る基本協定額：上限額 800 億円

工事に係る期間：平成 26 年度～平成 30 年度

整備する下水道施設等：雨水排水ポンプ場（既存含み 18 箇所の予定）及び幹線管渠

基本協定期間における予定事業費

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
43.0 億円	163.0 億円	223.5 億円	240.0 億円	130.5 億円
現計画 ポンプ場：18 箇所（既設を含む） 幹線管渠：φ 600 mm～3750 mm 約 13.5km				

## 11 石巻市立幼稚園保育料の減免について（教育委員会）

石巻市立幼稚園の保育料については、生活保護世帯、市民税の所得割額が非課税の世帯

及び東日本大震災の被災世帯並びに同一世帯から同時に就園する場合の第3子以降の保育料について、全額を減免している。

今般、国の幼稚園就園奨励費補助事業において、多子世帯に対する保護者負担の軽減を拡充したことにより、石巻市立幼稚園保育料の減免について、対象者を拡充するもの。

(1) 主な内容

石巻市立幼稚園の保育料減免対象を次のとおり拡大する。

同一世帯から同時に就園する第2子、また、小学校1年生から3年生に兄・姉がいる第2子及び第3子目以降についても、保育料を減免する。

【現行】

- ・同一世帯から同時に就園する第3子以降・・・全額減免

【拡充】

- ・同一世帯から同時に就園する第2子・・・半額減免
- ・小学校1年生から3年生に兄・姉が1人いて、就園する第2子・・・半額減免
- ・小学校1年生から3年生に兄・姉が1人いて、就園する第3子以降・・・全額減免
- ・小学校1年生から3年生に兄・姉が2人以上いて、就園する第3子以降・全額減免

(2) 施行年月日

平成26年4月1日（遡及）

[報告事項]

1 石巻市防災備蓄倉庫の整備及び石巻港湾合同庁舎の津波避難ビル指定について(総務部)

東日本大震災により被災し、建替工事を行った「石巻港湾合同庁舎」は、国土交通省東北地方整備局側の「石巻港湾合同庁舎再建にあたっては、周辺の就労者等のための津波避難場所が必要である」、市側の「避難スペースを兼ねた備蓄倉庫の整備が必要である」といった見解で合意を得たことから、国と石巻市との合築で整備をしたものであり、石巻港湾合同庁舎を津波避難ビル第7号として認定することによる港湾で働く方々などへの避難対策の推進と、防災備蓄倉庫としての整備を進めることにより、防災まちづくりの促進と市民への安心・安全の提供を推進するもの。

(1) 主な内容

◎石巻港湾合同庁舎（中島町15番地2）（鉄筋コンクリート5階建て）

【津波避難ビルの施設概要】

- ・協定上の避難スペース 約 271㎡（屋上150㎡、防災備蓄倉庫121㎡）  
※その他の2～4階共用部分等245㎡、最大516㎡
- ・収容可能人数 最大516人 ※避難スペース1㎡につき1人

【石巻市防災備蓄倉庫の概要】

津波避難ビルとしての機能があることから、災害時には避難者へ物資を供給するほか、周辺避難所の備蓄品が不足した場合に物資を供給するための一定量の物資を収納したスペースとなる。

- ・防災備蓄倉庫部分（5階部分） 約 121㎡
- ・整備費用 約 3,676万円

（財源：5分の4 復興交付金、5分の1 震災復興特別交付税）

・備蓄の内容

- 食糧 700食
- 飲料水 約1,600本（800リットル）

毛布 約500枚  
そのほか簡易トイレ、ラジオ等

- (2) 石巻港湾合同庁舎業務開始式及び協定プレート交付式  
平成26年6月5日(木)

## 2 「石巻市人材育成基本方針」の見直し及び「第3次石巻市中期職員研修計画」の策定について(総務部)

地方自治が新しい時代を迎えようとしている今日、高度化、多様化する住民ニーズに即応し、豊かさゆとりを実感できる地域社会を築き上げていくため、地方公共団体の果たすべき役割は今後ますます重要になることが見込まれる。このような状況に適切に対応するためには、地方公共団体の職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことはもとより、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることが一層求められており、時代の変化に対応する人材の育成を積極的に推進していくことがますます重要になってきている。

このような中、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成9年11月14日付け自治整第23号)において、職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定することとされており、本市では、平成17年4月の合併時に、現在の「石巻市人材育成基本方針」を策定しているが、この策定から9年が経過し、石巻市を取り巻く環境は大きく変化している。特に、東日本大震災以降、これまで以上に職員個々の問題解決能力や柔軟な発想、そして強い組織力とともに、マネジメント能力の向上が求められてきているため、震災復興基本計画に掲げる再生期及び発展期の7年間においては、現基本方針で掲げる分権時代への対応だけにとどまらず、創造的な復興を担う人材の育成も求められることから、石巻市として必要とする職員像についても見直しを行うもの。

### (1) 主な内容

石巻市人材育成基本方針の見直し及び石巻市中期職員研修計画の策定について

#### ア 検討組織の設置

現行の石巻市人材育成推進委員会設置要綱(平成18年訓令第1号)に基づく、石巻市人材育成推進委員会により検討を行うこととする。

委員会の構成は、委員長を人事課長とし、委員は、各部長、各総合支所長、病院局事務部長及び教育委員会事務局長が自らの属する部、総合支所、病院局事務部又は教育委員会事務局内の課長補佐級の職員のうちから指名した者等で構成する。

#### イ 検討内容

現行の「石巻市人材育成基本方針」の見直しについて検討を行い、同基本方針の見直しに合わせて、「第3次石巻市中期職員研修計画」の策定を行い、平成27年度当初予算要求に反映させるものとする。第3次石巻市中期職員研修計画の計画期間は、平成27年度～平成29年度の3年間とする。

#### ウ スケジュール等

年月	内容	備考
平成26年 6月	・庁議提案 ・第1回人材育成推進委員会 ・第2回人材育成推進委員会	・人材育成推進委員会委員の委嘱 ・新人材育成基本方針(案)について
7月	・第3回人材育成推進委員会 ・第4回人材育成推進委員会	・新人材育成基本方針の承認 ・第3次石巻市中期職員研修計画(案)について



8月	・第5回人材育成推進委員会	・第3次石巻市中期職員研修計画の承認
9月	・外部知見者からの意見聴取	・東北自治研修所と相談し適任者2名程度を選定予定
10月	・新人材育成基本方針(案)及び第3次石巻市中期職員研修計画(案)を決定	
11月	・庁議提案	
12月	・新人材育成基本方針及び第3次石巻市中期職員研修計画を策定	

### 3 石巻市次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金制度の創設について（産業部）

先端技術と強固な販売力を融合させ、木質バイオマス等の地域資源エネルギーを活用するとともに、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICTを活用した高度な環境制御を行うことにより、低コストな周年・計画生産を実現し、所得向上と地域の雇用を創出することを目的として国が創設した「次世代施設園芸導入加速化支援事業」の実施地区の決定を受け設立された「石巻次世代施設園芸コンソーシアム」に対し、施設園芸拠点の整備等に必要となる経費を補助するもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 概要

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第3014号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地方農政局長等（東北農政局長）から事業実施計画の承認を受けて実施する次世代施設園芸拠点の整備等に要する経費について、当該事業に取り組む次世代施設園芸コンソーシアムに補助金を交付する。

##### イ 補助対象事業者

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第3016号農林水産省生産局長通知）に基づき設置し、かつ、東北農政局長から事業実施計画の承認を受けて次世代施設園芸拠点整備を実施する次世代施設園芸コンソーシアム。

##### ウ 補助対象事業

###### (ア) 次世代施設園芸拠点の整備

木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用する脱石油型エネルギー供給施設や完全人工光型植物工場を活用した種苗生産施設、高度な環境制御を行う園芸施設、集出荷貯蔵施設等を整備する事業。

###### (イ) 次世代施設園芸推進に必要な技術実証

生産コスト縮減や野菜の機能性向上、未利用資源・エネルギーの活用等に係る技術実証等を行う事業。

###### (ウ) 次世代施設園芸推進に必要な環境整備

次世代施設園芸コンソーシアムで運営方針を協議し、異業種連携・直接流通等の差別化販売のためのマッチング等を行う事業。

##### エ 補助対象経費及び補助率

(ア) 次世代施設園芸拠点の整備に要する経費：1/2以内

(イ) 次世代施設園芸推進に必要な技術実証に要する経費：定額

(ウ) 次世代施設園芸推進に必要な環境整備の推進に要する経費：定額

##### オ 財源

国庫補助金（次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金）は県・市を經由して次世代施設園芸コンソーシアムに交付することとなっており、一部、事務経費を除き、全

額国庫補助となる。

[その他]

1 本庁舎における職員の喫煙について（総務部）

職員の喫煙に対するマナー向上及び本庁舎の有効的な管理運営を図ることについて、総務部長より報告があった。

一般来庁者及び職員の喫煙場所

区 分	従 前	変 更 後
一般来庁者	庁舎 1階喫煙所 駐車場棟 5階（庁舎 4階出入口前） " 6階（駐車場内） " 屋上階（用地課前）	庁舎 1階喫煙所 駐車場棟 5階（庁舎 4階出入口前） ※庁舎 屋上階（議会棟出入口前：6月下旬設置予定）
市職員	同 上	庁舎 1階喫煙所 " 3階避難階段 " 4階 " " 5階 " 駐車場棟屋上階（用地課前）

※喫煙可能時間 庁舎 1階喫煙所：午前 8 時頃から午後 8 時まで  
3、4、5 階避難階段：午前 8 時頃から午後 6 時まで  
駐車場棟屋上階（用地課前）：午前 8 時頃から午後 9 時まで

2 復興公営住宅等移転（引越し）補助金について（福祉部）

応急仮設住宅等から市内の復興公営住宅等へ移転し、応急仮設住宅等の退去の手続きが完了した場合に補助金（定額 10 万円）を交付する旨、福祉部長より報告があった。

3 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせについて（福祉部）

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金についてのお知らせを全戸配布する旨、福祉部長より報告があった。

以上